

診療情報の提供を御希望の方へ

青森県立中央病院 医事第一課

当院では、患者さんの受けられた治療や看護などについて、より深く理解していただくことができるよう、御希望があれば、過去あるいは現在当院で受けられた医療についての情報を提供しております。

まずは、担当の医師や看護師に直接御相談頂ければ、納得できるよう説明申し上げる所存ではあります、診療記録（医師カルテ・看護記録・検査結果など）の記載内容をお知りになりたいという方は、お申し出ください。

必要な手続きを行ったうえで、患者さんが受けた医療に対して納得いただけるよう、できる限りのサポートを致します。まずは、お気軽に御相談ください。

診療情報の提供には、以下の方法があります。

1 カルテの閲覧

*病院の指定した日時に、診療記録のコピーをお見せします。

2 カルテ等の複写の提供

*有料（A4白黒コピー1枚10円、A4カラーコピー1枚30円、画像用DVD-R1枚2408円など実費）で、御希望の部分を複写し、病院の指定した手続きに則って提供します。

【留意事項】

*本人・配偶者・法定代理人、または2親等内の血族の方が申請することができます。（ただし、配偶者、2親等内の血族の方は本人が申請できない場合に限ります。）

*事前の申請が必要であり、申請から情報提供まで2週間ほどお時間をいただいております。

*全ての情報提供は院内で行い、その場所は担当者が決定します。

*個々の事情により、提供を控えさせていただく場合もございます。

申請をされる方、御質問のある方は、裏面の説明を確認のうえ、医事第一課までお越しください。

《手続き方法》

◆ 受付

*月曜日から金曜日までの8：30から16：30（午後4：30）まで、医事第一課にて受け付けます。

◆ 手続

*担当者から、この制度と手続きについて説明を受けてください。

*どの診療情報をどのような形で提供を受けるか決定してください。

*資格要件の確認

・患者さん本人の申請の場合

：本人であることを証明できるものを準備してください。

（例：運転免許証、パスポート、障害者手帳など）

・患者さん以外の申請の場合

：申請者の身元を証明できるものを準備してください。

（例：上記に準じる）

：申請者と本人の関係を証明するため、戸籍謄本、戸籍抄本（親族関係がわかるものに限る。）の原本、配偶者に準ずる関係にあることを確認できる書類（例：地方公共団体が発行するパートナーシップ証明書など）をご準備ください。

*診療情報提供申請書（別紙配布）に記載してください。

「申請内容」できる限り詳しく記載してください。

*書類がすべて揃ったら申請してください。おおむね2週間で提供の準備が整います。

*後に、担当者から日時の連絡が届きますので、指定された日時に医事第一課へおいでください。

*有料の場合は、当日、料金を納付された後に提供となります。

（クレジットカードでのお支払いはできません）

なお、送付を希望される場合は、事前に料金を納付していただき、入金が確認できましたら、発送（送料は申請者負担）します。

御不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。